



◎地方鐵道法第四條と地方鐵道の道路横斷

問 地方鐵道法第四條但書は、已むことを得ず道路を占用し、道路工事を必要とする場合は主務大臣の許可を受くべき旨を規定したものと解するときは、横斷敷設の場合も道路占用なる以上當然縦斷敷設の場合と同様道路管理者の權限外と思はれるが、行政の實際は横斷敷設の場合は道路管理者に於て許可し、縦斷敷設の場合は内務大臣に於て許可することゝなつてゐる。縦斷敷設なると、横斷敷設なると道路占用なることに何等異なる處は無い筈であるが、如何なる觀點より縦斷敷設の場合のみを同條に所謂敷設と見たるものなりや。若し道路交通取締上の必要より内務大臣の許可を必要とするものなりとすれば、同條は道路占用に關する規定に非ずと思惟せらるゝも如何。(笠原)

答 地方鐵道を道路に敷設する場合も、之が道路を横斷する場合も、共に道路の特定箇所に於ける有形的固定的使用であるから其の性質は何れも道路の占用であることは御説の通りである。然しながら地方鐵道法第四條の「道路ニ敷設スル」と謂ふ觀念の中には道路を横斷する場合を含まない。何故ならば之は「道路外に敷設」された地方鐵道が偶々其の經過地中に在る道路を横斷するに過ぎないからである。言ひ換へれば、地方鐵道の敷設には「道路外に敷設する」と、「道路に敷設する」とがあり、道路を横斷すると謂ふ事實の起るのは前者の場合のみなのである。

地方鐵道は地方的交通を擔當して幹線國有鐵道の補助的作用を營むものであり、軌道の如く道路交通の補助機關たる使命を有するものではないから、原則として之を道路に敷設することを得ないのである。さりながら、地方的交通の具體的事情に應ずる爲已むを得ない事由ある場合には之に對して例外を認める必要があるので、此の場合には道路行政の主務大臣たる内務大臣の許可を要するものとしたの

である。而して其の許可があれば、更に道路占用に關する道路管理者の許可を要しないと解されてゐる。

然らば、此の場合に其の性質が道路の占用であるにも拘らず、何故之を道路管理者の權限に屬せしめなかつたかと謂へば、其の道路使用の程度は道路外に敷設された地方鐵道が道路を横斷する場合に比して遙かに高度のものであると共に、同じく道路の占用であることゝの權衡上、之を内務兩大臣の特許に依るものであることゝの權衡上、之を内務大臣の權限に屬せしめるのを妥當と認めたと爲であらうと思ふ。従つて道路横斷の場合は當然一般道路管理權の支配に服し、道路管理者の許可を受けなければならないのである。(J・T生)

◎路線の認定、變更、廢止の效力發生時期

問 路線の認定、變更、廢止の效力發生時期は告示の日なりや或は右告示は單なる公示にして行政廳が事實意思決定したる時を以て效力を發生するものと爲すべきや。(笠原)

答 路線の認定、變更、廢止の法律上の意義に付ては議論

があるけれども、何れの見解に依るとしても、それが一般公衆に對する行政處分であることに變りはない。従つて一般公衆に對する意思表示を要素とする。

謂ふ迄もなく意思表示は意思の決定と其の表示を必要とするから、行政廳の意思決定のみでなく、其の表示があつた時に始めて行政處分が成立する。成立した一般公衆に對する行政處分が其の效力を發生する爲には、更に一般公衆が之を認識し得る程度に告知されねばならない。行政處分の成立要件たる意思表示と、效力發生要件たる告知とは別個の觀念であるけれども、實際上に於ては兩者が一致するのが普通の例の様である。

道路法施行令は此の告知の方法として、國道の路線に付ては官報告示(第三條)、府縣道以下の道路の路線に付ては地方公布式に依る告示(第四條)を爲すべきことを定めたものと思ふ。されば、路線の認定、變更、廢止處分の效力は此の告示のあつた時から生ずるものと解すべきであらう。(J・T生)